

岩 手 県 報

第 1 0 3 5 8 号
平 成 1 6 年 5 月 1 8 日
火 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

告 示

頁

○不健全な図書類の指定……………（青少年・男女共同参画課）	1
○生活保護法の規定による介護扶助のための機関の指定……………（地域福祉課）	2
○生活保護法の規定による介護扶助のための機関の指定……………（ 〃 ）	2
○道路の区域の変更……………（道路環境課）	2
○県道の供用の開始……………（ 〃 ）	3
盛岡地方振興局長告示	
○知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定……………	3
○児童福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定……………	3
花巻地方振興局長告示	
○知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更……………	3
○児童福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更……………	4
北上地方振興局長告示	
○知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定……………	4

○知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更……………	4
○知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業の廃止……………	5
○児童福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更……………	5
○児童福祉法の規定による指定居宅支援事業の廃止……………	5
宮古地方振興局長告示	
○知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更……………	5
二戸地方振興局長公告	
○大規模小売店舗の変更の届出……………	5
特定調達公告	
○随意契約の相手方の決定…（岩手県立産業技術短期大学校）	6
○落札者の決定……………（管財課）	6
○随意契約の相手方の決定……………（学校教育課）	6
○随意契約の相手方の決定……………（岩手県立総合教育センター）	6
選挙管理委員会告示	
○不在者投票ができる病院等の指定の一部改正……………	6
監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに監査の事務を補助できる期間……………	6
海区漁業調整委員会指示	
○いか釣り漁業の操業禁止区域の設定……………	7

告 示

岩手県告示第383号

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）第10条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定する。

平成16年5月18日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定番号	種類	名 称 等	発行所名	指 定 理 由
16-31	コミック雑誌	レディース・コミック [微熱] 6月号	セブン新社	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴な行為若しくは残虐な行為を誘発し、若しくは助長し、その健全な成長を阻害するおそれがある。
16-32	〃	レディース・コミック タブー 6月号	三和出版(株)	
16-33	〃	愛の体験スペシャルデラックス 6月号	(株)竹書房	
16-34	〃	コミックドルフィン 6月号	(株)司書房	
16-35	〃	漫画ボン 6月号	(株)大都社	

16-36	〃	ファンタジィカクテル 6月号	富士美出版(株)
16-37	〃	ナマイキッ！ まんがライフ 6月1日増刊	(株)竹書房
16-38	〃	若妻VOL.12 6月号	(株)バウハウス
16-39	〃	マガジン・ウォー 6月号	(株)マガジンマガジン
16-40	〃	漫画ローレンス 花汗 6月号	(株)綜合図書
16-41	〃	COMICゲッチュ 6月号	若生出版(株)
16-42	〃	COMIC快樂天 6月号	(株)フニママガジン社
16-43	雑誌	スーパー写真塾 6月号	(株)コアマガジン
16-44	〃	アクション写真塾 6月号	(株)サン出版
16-45	〃	ジゲン・エキサイティング 6月号	(株)大洋図書
16-46	〃	芸能BOX 6月号	辰巳出版(株)

16-47	〃	特ダネトップ 6月号	(株)海王社
16-48	〃	別冊BUBKAエキサイティング 6月号	(株)コアマガジン
16-49	〃	ビー・ラック 6月号	(株)JDM EDUSA
16-50	〃	ガチンコ 6月号	若生出版(株)
16-51	〃	ガツン! 6月号	KKベストセラーズ
16-52	〃	ジャンクニュースマガジン別冊ドント 6月号	(株)マガジンマガジン

16-53	〃	ホイップ 6月号	(株)コアマガジン
16-54	〃	ビデオボーイ 6月号	英知出版
16-55	〃	ベストビデオ 6月号	三和出版(株)
16-56	〃	[月刊]メルフレボンパー 6月号	KKベストセラーズ
16-57	〃	ブブカマックス 6月号	(株)コアマガジン
16-58	〃	別冊GON! 6月号	ミリオン出版(株)

岩手県告示第384号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成16年 5月18日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 通所介護

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人今が一番館	岩手郡滝沢村滝沢字妻の神155番地2	デイサービス今が一番館	岩手郡滝沢村滝沢字妻の神157番地3	平成16年4月1日
有限会社TRホームサービス	岩手郡松尾村寄木第26地割30番地1	てんきりデイサービス	岩手郡松尾村寄木第1地割505番地131	平成16年5月10日

2 痴呆対応型共同生活介護

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人今が一番館	岩手郡滝沢村滝沢字妻の神155番地2	グループホーム今が一番館	岩手郡滝沢村滝沢字妻の神157番地3	平成16年4月1日

3 居宅介護支援計画の作成

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人今が一番館	岩手郡滝沢村滝沢字妻の神155番地2	ケアプラン作成室一番館	岩手郡滝沢村滝沢字妻の神157番地3	平成16年4月1日
有限会社TRホームサービス	岩手郡松尾村寄木第26地割30番地1	笑笑の家居宅介護ケアサポートセンター	岩手郡松尾村寄木第26地割30番地1	平成16年5月10日

岩手県告示第385号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成16年 5月18日

岩手県知事 増 田 寛 也

介護老人保健施設

名 称	所 在 地	指定年月日
介護老人保健施設やまゆり	東磐井郡千厩町千厩字宮敷45番地1	平成15年4月23日

岩手県告示第386号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成16年 5月18日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大川松草線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町大川字石立1番1地先内	新	46.0~21.0 m	300.0 m

	旧	13.0～7.5	340.0
--	---	----------	-------

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成16年5月18日から同年6月18日まで

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上斗米金田一線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長
二戸市上斗米字金田一川 112番1地先から102番2 地先まで	新	35.9～7.1 ^m	175.6 ^m
	旧	46.0～6.8	175.6

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成16年5月18日から同年6月18日まで

岩手県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成16年5月18日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 大川松草線

(2) 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町大川字石立1番1地先

(3) 供用開始の期日 平成16年5月18日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成16年5月18日から同年6月18日まで

2(1) 路線名 上斗米金田一線

(2) 供用開始の区間 二戸市上斗米字金田一川112番1地先から102番2地先まで

(3) 供用開始の期日 平成16年5月18日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成16年5月18日から同年6月18日まで

盛岡地方振興局長告示

盛岡地方振興局長告示第33号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年5月18日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

知的障害者居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
03000200260112	第二新生園	紫波郡矢巾町大字太田17番54号	社会福祉法人新生会	平成16年 4月27日

盛岡地方振興局長告示第34号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年5月18日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

児童短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
03000300107130	第二新生園	紫波郡矢巾町大字太田17番54号	社会福祉法人新生会	平成16年 4月27日

花巻地方振興局長告示

花巻地方振興局長告示第9号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成16年5月18日

花巻地方振興局長 古 沢 真 作

知的障害者短期入所

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
03000200161138	国立療養所南花巻病院	独立行政法人国立病院機構花巻病院	花巻市諏訪500番地	平成16年 4月1日

花巻地方振興局長告示第10号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成16年 5月18日

花巻地方振興局長 古 沢 真 作

児童短期入所

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
03000300010136	国立療養所南花巻病院	独立行政法人国立病院機構花巻病院	花巻市諏訪500番地	平成16年 4月1日

北上地方振興局長告示

北上地方振興局長告示第11号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年 5月18日

北上地方振興局長 菊 池 秀 一

知的障害者デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
03000200259122	デイサービスセンター「萩の里」	北上市町分2地割62番地1	社会福祉法人方光会	平成16年 4月26日

北上地方振興局長告示第12号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成16年 5月18日

北上地方振興局長 菊 池 秀 一

知的障害者短期入所

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後	
03000200016134	萩の江学園	萩の江	北上市町分1地割363番地44	北上市和賀町藤根14地割144番地15	平成16年 4月1日

北上地方振興局長告示第13号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者が指定居宅支援事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成16年 5月18日

北上地方振興局長 菊 池 秀 一

知的障害者短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
03000200009139	北萩寮	北上市町分2地割62番地1	平成16年 3月31日

北上地方振興局長告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更に
ついて次のとおり届出があった。

平成16年 5月18日

北上地方振興局長 菊 池 秀 一

児童短期入所

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後	
03000300016133	萩の江学園	萩の江	北上市町分1地割363番地44	北上市和賀町藤根14地割144番地15	平成16年4月1日

北上地方振興局長告示第15号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者が指定居宅支援事業を廃止した旨次のとおり届
出があった。

平成16年 5月18日

北上地方振興局長 菊 池 秀 一

児童短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
03000300015135	北萩寮	北上市町分2地割62番地1	平成16年3月31日

宮古地方振興局長告示

宮古地方振興局長告示第22号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更に
ついて次のとおり届出があった。

平成16年 5月18日

宮古地方振興局長 山 瀬 宗 光

知的障害者居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
03000200222112	社会福祉法人新里村社会福祉協議会	下閉伊郡新里村大字茂市第2地割112番地1	下閉伊郡新里村大字茂市第1地割115番地4	平成16年4月1日

二戸地方振興局長公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の
規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更
した旨届出があった。

平成16年 5月18日

二戸地方振興局長 渡 部 正 利

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ファル
イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ファル一戸店 二戸
郡一戸町高善寺字野田48番地14
ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者
の住所
エ 変更の年月日 平成16年4月5日

オ 変更の理由 ファル本部が移転したため。

(2) 届出年月日 平成16年4月26日

(3) 縦覧場所 二戸地方振興局企画総務部及び一戸町役場

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ファル

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ファル二戸店 二戸
市福岡字八幡下59番地14ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者
の住所

エ 変更の年月日 平成16年4月5日

オ 変更の理由 ファル本部が移転したため。

(2) 届出年月日 平成16年4月26日

(3) 縦覧場所 二戸地方振興局企画総務部及び二戸市役所

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成16年 5月18日

岩手県立産業技術短期大学校長 齋 藤 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 岩手県立産業技術短期大学校情報ネットワークシステム賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県立産業技術短期大学校 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第10地割3番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年 3月16日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社アイシーエス 岩手県盛岡市松尾町17番8号
- 5 随意契約に係る契約金額 56,170,800円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号に該当

次のとおり落札者を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成16年 5月18日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 県庁舎清掃及び冷暖房設備運転管理業務委託 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県総務部管財課 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 落札者を決定した日 平成16年 3月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 岩手県ビル管理事業協同組合 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号
- 5 落札金額 65,520,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日 平成16年 2月10日

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成16年 5月18日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 いわて教育情報ネットワーク保守管理委託 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県教育委員会事務局学校教育課 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年 4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額 134,925,000円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号に該当

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成16年 5月18日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 岩手県立総合教育センター情報教育機器等賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県立総合教育センター 岩手県花巻市北湯口第2地割82番1
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年 4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額 87,990,000円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号に該当

選挙管理委員会告示

岩手県選挙管理委員会告示第37号

不在者投票ができる病院等の指定(昭和45年岩手県選挙管理委員会告示第26号)の一部を次のように改正する。

平成16年 5月18日

岩手県選挙管理委員会

委員長 岩 崎 康 彌

- 2 老人ホームの表遠野市立吉祥園の項を次のように改める。

社会福祉法人とおの松寿会 養護老人ホーム長寿の森 吉祥園	遠野市青笹町糠前9地割7番 地67
------------------------------------	----------------------

- 2 老人ホームの表二戸市立養護老人ホーム紅梅荘の項を次のように改める。

社会福祉法人いつつ星会養 護老人ホーム 紅梅荘	二戸市仁左平字横手6番1号
----------------------------	---------------

監査委員告示

岩手県監査委員告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成16年 5月18日

岩手県監査委員 吉 田 昭 彦
岩手県監査委員 田 村 正 彦
岩手県監査委員 一 戸 克 夫
岩手県監査委員 谷 地 信 子

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏	名	住	所
---	---	---	---

池 田 昭 義	東京都練馬区東大泉1丁目21番14号
加 藤 秀 樹	東京都港区高輪2丁目1番58-304号
大 橋 みどり	東京都中央区勝どき3丁目3番13-605号

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 平成16年5月18日から平成17年3月31日まで

海区漁業調整委員会指示

岩手海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における動力漁船を使用するいか釣り漁業の操業について、次のとおり禁止する。

平成16年5月18日

岩手海区漁業調整委員会
会長 鈴木 辰 興

- 1 操業禁止区域 次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域

ア 線 中心線に平行して点アを通る直線

イ 線 中心線に平行して点イを通る直線

ウ 線 中心線に直角に点ウを通る直線

エ 線 中心線に直角に点エを通る直線

中心線 左側の台と右側の台（それぞれ2個ある場合は、その中心点）を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）を通る直線

点 ア 左側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点 イ 右側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点 ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から漁場別に定める距離の点

点 エ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から沖側に500メートルの距離の点

漁場別の距離 別表のとおり。

- 2 操業禁止区域内における操業禁止時間 日没から日の出までの間

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

公示番号	漁場名	時期	距 離 (m)				備考
			点ア	点イ	点ウ	点エ	
定第1号	沖種市網	周年	500	500	200	500	久慈地区
定第2号	土釜沖	〃	500	500	200	500	〃
定第3号	有家網	〃	500	500	200	500	〃
定第4号	中野網	〃	500	500	200	500	〃

定第5号	沖桑畑網	〃	500	500	200	500	〃
定第6号	岸横沼網	〃	500	500	200	500	〃
定第7号	沖横沼網	〃	500	500	200	500	〃
定第8号	本波網	〃	500	500	200	500	〃
定第9号	長島網	〃	500	500	200	500	〃
定第10号	大作根網	〃	500	500	200	500	〃
定第11号	赤磯網	〃	500	500	200	500	〃
定第12号	えびす網	〃	500	500	200	500	〃
定第13号	白島網	〃	500	500	200	500	〃
定第14号	屋形網	〃	500	500	200	500	〃
定第15号	沖浜山	〃	500	500	200	500	〃
定第16号	平磯	〃	500	500	200	500	〃
定第17号	秋沼の鼻	秋	500	500	200	500	〃
定第18号	白井網	周年	500	500	200	500	〃
定第19号	二子網	〃	500	500	200	500	〃
定第20号	黒崎	〃	500	500	200	500	〃
定第21号	アンモ浦	〃	500	500	200	500	〃
定第22号	からはし	〃	500	500	200	500	〃
定第101号	弁天	〃	600	400	200	500	宮古地区
定第102号	羅賀	〃	600	400	200	500	〃
定第103号	須久洞	〃	600	400	200	500	〃
定第104号	熊の鼻	〃	600	400	200	500	〃
定第105号	赤島	〃	600	400	200	500	〃
定第106号	佐賀部	〃	600	400	200	500	〃
定第107号	秋姉ヶ崎	秋	600	400	200	500	〃
定第108号	日出島	周年	400	600	200	500	〃
定第109号	一丁目	〃	600	400	200	500	〃

定第110号	秋二丁目	秋	600	400	200	500	〃	定第207号	四丁目	周年	400	200	200	500	〃
定第111号	三丁目	周年	600	400	200	500	〃	定第208号	三貫	〃	400	200	200	500	〃
定第112号	平島	〃	600	400	200	500	〃	定第209号	汐折	〃	400	200	200	500	〃
定第113号	与奈	〃	600	400	200	500	〃	定第210号	ほっち ようか	周年	400	200	200	500	〃
定第114号	姉吉	〃	600	400	200	500	〃	定第211号	白崎	〃	400	200	200	500	〃
定第115号	根滝	〃	400	600	200	500	〃	定第212号	沖網	〃	400	200	200	500	〃
定第116号	秋館ヶ 崎	秋	600	400	200	500	〃	定第213号	小松	〃	400	200	200	500	〃
定第117号	松島	周年	600	400	200	500	〃	定第214号	秋大建	秋	400	200	200	500	〃
定第118号	氷場	〃	600	400	200	500	〃	定第215号	金島	周年	400	400	200	500	〃
定第119号	夏立神 岩	夏	600	400	200	500	〃	定第301号	夏白石	夏	400	400	200	500	大船 渡地区
定第120号	秋沖の 沢	秋	500	500	200	500	〃	定第302号	横沼	周年	400	400	200	500	〃
定第121号	秋網の 浜	〃	500	500	200	500	〃	定第303号	大鮑	〃	400	400	200	500	〃
定第122号	新釜	周年	600	400	200	500	〃	定第304号	小壁	〃	600	400	200	500	〃
定第123号	四丁目	〃	600	400	200	500	〃	定第305号	大輪	〃	600	400	200	500	〃
定第124号	五丁目	〃	600	400	200	500	〃	定第306号	二ツ水	〃	400	600	200	500	〃
定第125号	大網	〃	600	400	200	500	〃	定第307号	大塩崎	〃	600	400	200	500	〃
定第126号	大浦白 崎	〃	600	400	200	500	〃	定第308号	鬼間ヶ 崎	〃	600	400	200	500	〃
定第127号	小谷島	〃	600	400	200	500	〃	定第309号	大平	〃	600	400	200	500	〃
定第128号	根崎	〃	600	400	200	500	〃	定第310号	松島	〃	600	400	200	500	〃
定第129号	大島	〃	600	400	200	500	〃	定第311号	清水輪	〃	600	400	200	500	〃
定第130号	中網	〃	600	400	200	500	〃	定第312号	腰崎	〃	600	400	200	500	〃
定第201号	仲網	〃	400	200	200	500	釜石 地区	定第313号	夏茂田	夏	600	400	200	500	〃
定第202号	野島	〃	400	200	200	500	〃	定第314号	願松	周年	400	600	200	500	〃
定第203号	沖野島	〃	400	200	200	500	〃	定第315号	大入	〃	400	600	200	500	〃
定第204号	長越	〃	400	200	200	500	〃	定第316号	重根	〃	300	300	200	500	〃
定第205号	秋三丁 目	秋	400	200	200	500	〃	定第317号	大坪	〃	200	400	200	500	〃
定第206号	夏二丁 目	夏	400	200	200	500	〃	定第318号	鵜の鳥	〃	200	400	200	500	〃

定第319号	大浜	〃	300	300	200	500	〃	二共第108号	袴島	周年	300	500	300	500	〃
定第320号	黒崎	〃	300	300	200	500	〃	二共第109号	不動岩	〃	500	300	300	500	〃
定第321号	椿島	〃	300	300	200	500	〃	二共第110号	秋長磯	秋	500	300	300	500	〃
定第322号	夏仁位達	夏	400	400	200	500	〃	二共第111号	秋青磯	〃	500	300	300	500	〃
定第323号	夏金入	〃	200	300	-	500	〃	二共第112号	荒巻	周年	300	300	150	500	〃
二共第2号	種市網	周年	300	200	100	500	久慈地区	二共第113号	長崎	〃	500	300	300	500	〃
二共第3号	大浜	〃	300	200	100	500	〃	二共第114号	隠畑	〃	500	300	300	500	〃
二共第4号	コンゼイ網	周年	300	200	100	500	〃	二共第115号	二才王	〃	500	300	300	500	〃
二共第5号	オーダ	〃	300	200	100	500	〃	二共第202号	早障子	〃	70	30	30	500	〃
二共第6号	岸桑畑網	〃	300	200	100	500	〃	二共第203号	平磯	〃	70	30	30	500	釜石地区
二共第7号	ウスクルビ	〃	300	200	100	500	〃	二共第204号	下り松	〃	70	30	30	500	〃
二共第8号	トクソ	〃	300	200	100	500	〃	二共第313号	夏滝浜	夏	300	-	-	500	大船渡地区
二共第9号	イナリ	〃	300	200	100	500	〃	二共第314号	秋瀬沢小	秋	100	150	50	500	〃
二共第10号	大尻網	〃	300	200	100	500	〃	二共第315号	瀬沢大	周年	400	200	100	500	〃
二共第11号	前浜	〃	300	200	100	500	〃	二共第316号	夏佐五郎鼻岸	夏	300	150	-	500	〃
二共第12号	米田岸	〃	300	200	100	500	〃	二共第317号	夏佐五郎鼻沖	〃	200	150	-	500	〃
二共第13号	米田沖	〃	300	200	100	500	〃	二共第318号	秋油崎小	秋	100	200	-	500	〃
二共第14号	根井	〃	300	200	100	500	〃	二共第323号	夏沼田岸	夏	200	150	100	500	〃
二共第15号	夏下安家	夏	300	200	100	500	〃	二共第324号	夏浜田網	〃	500	150	300	500	〃
二共第16号	夏沖下安家	〃	300	200	100	500	〃	二共第325号	夏高田網	〃	300	150	200	500	〃
二共第17号	秋船越網	秋	300	200	100	500	〃	二共第326号	赤磯	〃	150	100	100	500	〃
二共第18号	秋赤磯	〃	300	200	100	500	〃	二共第327号	経神	周年	300	100	150	500	〃
二共第19号	秋せんま網	〃	300	200	100	500	〃								
二共第104号	にぎり沖	〃	500	300	300	500	宮古地区								
二共第105号	やかた網	周年	200	300	0	500	〃								
二共第106号	真木沢	〃	500	300	300	500	〃								
二共第107号	夏大丸磯	夏	150	300	300	500	〃								

岩手県報 第10358号
平成16年 5月18日 印 刷
平成16年 5月18日 発 行
発 行 人 岩 手 県

発行日 毎週火・金曜日 (これらの日が休日に当たるときは、その翌日)

購読料 1箇月 3,400円 (送料共)

印 刷 者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山 口 徳 治 郎
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社